個表（支援業務の概要等）

指定番号・指定年月日	千葉県支援法人第0017号　　令和3年2月1日
法人の名称	株式会社住まいと生活相談
支援業務を行う事務所の所在地	松戸市三矢小台３－９－１５
連絡先（ＴＥＬ）	050-3575-5543
支援業務を行う区域	市川市、船橋市、松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、我孫子市、野田市

支援業務の対象とする住宅確保要配慮者	法及び省令で定める者	千葉県賃貸住宅供給促進計画で定める者
	☑ 低額所得者 ☑ 被災者（発災後3年以内の災害による） ☑ 高齢者 ☑ 障害者 ☑ 子どもを養育している者 ☑ 外国人 ☑ 中国残留邦人 ☑ 児童虐待を受けた者 ☑ ＤＶ（ドメスティクバイオレンス）被害者 ☑ ハンセン病療養所入所患者 ☑ 拉致被害者 ☑ 犯罪被害者 ☑ 保護観察対象者等 ☑ 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 ☑ 困難な問題を抱える女性 ☑ 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者 ☑ 東日本大震災による被災者	☐ 海外からの引揚者 ☐ 新婚世帯 ☐ 戦傷病者 ☑ 児童養護施設退所者 ☑ ＬＧＢＴ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー） ☐ ＵＩＪターンによる転入者 ☐ 住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者 ☑ 更生保護対象者その他犯罪をした者等 ☐ 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による被災者

支援業務の範囲

☐【法第62条第1号】セーフティネット住宅入居者の家賃債務保証

☑【法第62条第2号】住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居支援

- ☑ 相談対応（緊急時対応を含む）及び居住支援サービスのコーディネートに関する業務
- ☐ その他支援業務（　　）

☑【法第62条第3号】賃貸住宅に入居中の住宅確保要配慮者に対する支援

- ☑ 安否確認・見守り
- ☑ 緊急連絡先の提供
- ☑ 家財整理・家財処分　※法第62条第5号に掲げるものを除く
- ☑ 死後事務受任　※法第62条第5号に掲げるものを除く
- ☐ その他支援業務（　　）

☐【法第62条第4号】賃貸人に対する情報提供

☑【法第62条第5号】残置物処理等業務（住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における賃貸借契約の解除及び動産の保管・処分）

☑【法第62条第6号】上記に掲げる業務に付帯する業務
内容（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録申請、住宅確保用配慮者専用賃貸住宅改修事業に関する相談、福祉施設等への転居支援、成年後見制度の利用相談、任意後見受任、遺言書に関する相談）

（注意事項）
・支援業務の対象とする住宅確保要配慮者」の「法及び省令で定める者」欄に記載のある住宅確保要配慮者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条及び同施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条の規定に基づく住宅確保要配慮者を省略して記載したものです。